

令和4年2月9日

報道機関各位

市川市教育委員会生涯学習部長

千葉県指定有形文化財指定に伴う情報提供

本日、千葉県教育庁から、市川市指定有形文化財である鬼高遺跡出土品を千葉県指定有形文化財に指定することが決定したとの発表がありましたことから、関連情報をお伝えします（県報告示をもって指定されます）。

なお、今回の指定により、市内の県指定文化財は、有形文化財5件、無形文化財1件、記念物1件の合計7件となります。

1. 県指定の概要

(1)指定種別

有形文化財（考古資料）

(2)名称

鬼高遺跡出土品

(3)所有者

市川市

(4)品質及び形状と員数

土器（土師器：43点・土錘：7点）、鹿角製（刀剣装具：1点）※総数51点

(5)製作の年代又は時代

古墳時代前期～後期

2. 指定文化財の伝来

- ・昭和期を代表する考古学者の杉原荘介氏が昭和12年に鬼高遺跡を発掘調査した際に出土
- ・昭和55年10月21日 同氏から市川市に寄贈
- ・昭和56年4月17日 市川市指定有形文化財に指定（考古博物館で展示・保管）

3. 鬼高遺跡の特徴

- ・鬼高1丁目に所在し、古墳時代前期後半から後期にかけての浜辺の貝塚
- ・漁港でありながら、捕獲した魚や貝の加工のみならず、シカやイノシシなどの解体・加工を時季ごとに行っていたことがうかがわれる。
- ・出土した魚の骨から、漁場は木更津から羽田沖より更に南方に及び、東京湾を広範囲にカバーしていたと考えられる。
- ・千葉県内の古墳時代の海浜部の遺跡として最も海に近い遺跡であり、当時の生業を知るうえで貴重な遺跡である。昭和63年7月5日に市川市指定史跡に指定

連絡先

生涯学習部考古博物館館長：杉山元明

TEL047-373-2202